

平成 22 年度
第 3 回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成 23 年 2 月 17 日（木）

午後 1 時 30 分～3 時 15 分

場所：太子町役場 第 2 会議室

平成 22 年度第 3 回太子町国民健康保険運営協議会 会議録

1. 協議会の開催日時及び場所

日時：平成 23 年 2 月 17 日（木）

開会：午後 1 時 30 分

閉会：午後 3 時 15 分

場所：太子町役場 2 階 第 2 会議室

2. 協議事項

① 前回（第 2 回）運営協議会協議事項の継続審議

3. 委員の出席・欠席

出席委員：桜井 公晴 服部 千秋 龍田 孝夫

 山木戸 淑子 武本 勝博

欠席委員：森澤 英一 松木 功治

4. 事務局

副町長 八幡 儀則

生活福祉部長 丸尾 満

町民課 課長 神南 隆司 副課長 森川 勝 係長 佐々木 信人

税務課 課長 三輪 元昭 係長 田中 幸代

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開会

2. あいさつ 会長 桜井 公晴 、 副町長 八幡 儀則

3. 会議録署名委員の指名

会長が山木戸委員と武本委員を指名

4. 議題

前回（第2回）運営協議会協議事項の継続審議のため、前期高齢者納付金・交付金などについて事務局より説明

会 長： それでは、事務局からの今の説明を含めて、質問等がありましたら、継続してお願いします。

服部委員： 前期高齢者加入率の見込値について、全国平均 0.12387861 と太子町 0.32420820 との間で、なぜこのような差があるのか？ また、太子町の値は、太子町国保全被保険者に占める割合なのか、太子町人口に占める割合なのか？

森川副課長： 太子町の値につきましては、太子町国保全被保険者に占める 65 歳から 74 歳までの方の割合であります。

全国平均の値は、協会けんぽや健保組合、共済組合、国保など全ての保険における割合です。協会けんぽや健保組合、共済組合などの被保険者は、現役世代や子供がほとんどであり、65 歳から 74 歳までの方の割合は低くなっております。

会 長： よく分かりましたでしょうか？ 割合難しいですけど。ほかに？

服部委員： 前回会議の税率改定資料ですが、11 ページ。モデル世帯のパターンA、積算資料（1）の改定前、改定後の税率について、医療分、後期分、介護分で所得割、資産割などの数字がそれぞれ異なるが、どのような基準、考えて変わっているのか？

会 長： 何を聞かれているのか皆分からない。11 ページのどこと言われたのですか？

服部委員： 太子町の改定前と改定後で、あるものは 6%から 6.65%、あるものは 1.65%から 2.28%、3%から 2%など、それぞれパーセントが変わっているのはどういうことで変わっているのですか？

会 長： こういうふうに変えたいということで提案している訳だけれども、それを説明しないといけない。

佐々木係長： まず、改定後のパーセンテージ。医療分から所得割 6.65%、資産割 10.00%、均等割 25,500 円、平等割 21,000 円とこの 4 つを並べておりますが、これは資料で言いますと、3 ページのピンク色で表示しております「税率」という欄にあります率と金額になります。先にご説明しますと、後期高齢分、11 ページの後期分となっておりますところの改定後、所得割 2.28%、資産割 2.00%、均等割 8,200 円、平等割 6,900 円は、資料 5 ページの後期高齢者支援金分の税率、同じピンク色の部分のそれぞれに相応する率が、改定後の提案の率で、同じく介護分につきましても、11 ページにありますものは、資料の 7 ページの同じ色の税率部分に相応するものです。

改定前というのが、現行の 22 年度賦課に用いた以前からの税率でして、2 年前の予算等の需要額から計算した税率で、現行まで用いられております。

この度、平成 23 年度の予算編成にあたっての医療分、後期分、介護分の必要経費から保険税の対象としていただくべき金額から求めた税率が、3 ページ、5 ページ、7 ページそれぞれの 3 区分でピンク色に色付けした部分の数字であり、11 ページに改定後として挙げさせていただいたものですので、対比としましては、改定後はそれぞれの根拠資料がそれぞれ前のページに出ておりますが、それに対応する改定前は、税率を表示するのみとなっております。

会 長： あのね、佐々木君の説明はそれでいいけど、何でこうなのかという理由がない。結局は、必要額から計算したらこういうふうになりますけど、何でこういうふうにしたという理由がある。

森川副課長： 対象経費といいますのは、3 つで分かります。医療分（基礎分）ですね。それから後期高齢者の支援金分、介護納付金分。医療分は後から説明させていただきますが、後期高齢者の支援金、先ほど私から説明させていただいたと思いますが、3 億数千万円ございます。その対象経費を賄うために所得割、資産割、均等割、平等割とございます。応益の平等割と均等割、応能の所得割と資産割。これらが 50 対 50 になるように、まず一番に設定をしております。

それから、資産割につきましては、今、医療分で 20%、後期高齢分で 3%、介護金分で 8.9%というものを、約半減しようということで計算させていただいております。

それらを踏まえ、対象経費、後期高齢者の支援金でいいですと資料の 4 ページ、保険税の所要額 1 億 5,962 万 8 千円、この黄色の部分を保険税で賄う必要があります。ただ、この中には 4 ページの歳入の一番下をご覧くださいなのですが、財政調整基金としましては、繰入金で 1,466 万 4 千円。6 千万円の繰り入れのうち、1,500 万円弱についてはここに貯金を充てていると、保険税で賄う金額を少なくしているということをご理解いただきたいと思います。

介護納付金につきましても、考え方は同じで 6 ページの歳出 1 億 5,302 万 9 千円、これから歳入、国や県からの補助金など差し引いた分、黄色のところの保険税所要額 7,338 万 2 千円、こちらを賄うために必要なものと

して同じような考え方で算出したものが、今、お示ししている改定案です。保険税の改定を行わずにこの部分を賄えばよいのですが、上げざるを得ないことをご理解いただきたいと思います。

医療分につきましては、その他全てが対象となりますので、そちらについても2ページの黄色の部分、保険税所要額4億9,351万9千円を賄うために必要なものとして計算したことでご理解いただきたいと思います。

服部委員： 要は、必要な額をソフトに入れたらこの数字が出てきたと。どういう根拠で出てきたかを聞きたくて。あと、率直に言うと、書き方だけでも、「後期分」は「後期高齢者支援金分」のことであって、そちらは専門的な仕事をされているので、省略しても分かるという前提で書かれているかも知れないけれど、他の行政の資料もそうだけど、私たち素人でも分かるように資料を作っていただきたい。必要な額があるので、それに基づいて色々入力したところ、この数字が出てきたので、この数字でお願いしたいということですね。

会 長： ほかに、質問ありますか？

山木戸委員： 予定収納率が89.2%となっていますが、ということは、10.8%の方が納めていないということですね。それは結局、ちゃんと保険税を納めている人達が、未収の人達の保険税もカバーしているということになるのですか？それと、収めておられない方はどうされているのですか？

会 長： カバーしてるのだから、カバーしてると言わないといけない。1%収納率が上がれば変わる。調定額が本来の税であって、それに対して10%切る訳で、それが全体の税の負担割合になってくる訳だからきちんと説明しないといけない。みんなにカバーさせている。負担を。否めない事実で当局は説明しなければいけない。不当だ、これは。

神南課長： おっしゃるとおり、約7億6千万円の国保税が賦課されているわけですから、約90%の収納率ですから、約7,600万円が未収になっていることは事実でございます。

未収になっている事実を踏まえて、収納率で割り戻した形で賦課していないと、会長がおっしゃるように、本来のものとすると、10%穴が開いてしまうわけですから、その分はどうするのかと言えば、一般会計から決算時に補填をするか、もしくは、翌年度の国保税を繰り上げてきて使うという手法もあります。そういうことをやっている町もありますけれども、それをすれば、本来、必要なものを前の年度に使われてしまったら、翌年度も更に（保険税を）高くしないとやっていけないという悪循環に陥ります。そういう繰り上げを充用する方法は、我々は選択しておりません。そうならば、一般会計からの決算時の補填ということになりますが、それを多用することはできませんので、財政的にも困難ですし、決算時にそうなることが分かっているのに、そのような予算を当初に組むこともできませ

ん。

会長がおっしゃるように、9割の善意の納税者に未納の方の1割分をみていただいていることは、不当と言われても現実のものとして我々は受け入れざるを得ず、でなければ、予算を組むことができないということでございます。

龍田委員： 保険税を払っていない方、未納の方々に対してのペナルティーはあるんですか？

佐々木係長： 前年度以前の保険税を滞納されている方につきましては、保険証は通常1年ごとに更新を行うようになっておりますが、納付の機会を増やすことと、生活状況が厳しい滞納者の方からの納付相談を受けるために、保険証の有効期間を通常1年であるところを短期間に区切って、窓口にお越しただいて納税相談をしながら納付をお願いして、更新しております。

龍田委員： 短期とは、具体的にどれぐらいの期間ですか？人によっても違うんですか？

佐々木係長： 納付の状況が全く思わしくない方につきましては、2ヶ月程度の短い期間で頻繁にお越しただいて納付の機会を設けないと、病気になられた時だけ来られることは、こちらも困りますので、期間を短くしております。
分割をしながら納付を続けられている方につきましては、4ヶ月の保険証をお送りする形をとっております。

龍田委員： 窓口には役場から呼び出すのですか？

佐々木係長： 4ヶ月に一度、納付状況を確認させていただいて、納付が継続されましたら、4ヶ月の保険証をお送りして、その次の4ヶ月の納付が継続しておりますという形で、結果的に3回繰り返せば1年分になります。

2ヶ月の方につきましては、お越しく下さいと通知を繰り返しております、その間に有効期限が来てしまう方も中にはあります。

さらに、全く納付に来られない方に関しましては、「資格証明書」といまして、窓口では一時10割の負担になってしまう、国民健康保険に加入していることを証明するだけの証明書があります。それをお出ししている方につきましては、一度、窓口で10割負担をされて、後ほど7割の保険給付につきましては、納税の相談と併せて手続きをしていただいて、納付と併せてお返しする分がありましたらお返す。納付についてもお願いするという形で相談をしております。

龍田委員： 呼び出しをしても来られない方の割合はどれぐらいですか？

佐々木係長： 統計はとっておりませんが、最近では体調が悪いときに来られる方の割合が増えているという認識です。

山木戸委員： 今、言われた「資格証明書」が出される方というのは、保険税が払えないからそうになっている訳で、体調が悪くなった時に病院窓口で10割負担というのがまず不可能なのではないでしょうか？その救済というのは、また別の形でされているのでしょうか？

森川副課長： 「資格証明書」を出された方が、どこかで倒れたなどの場合、そのご家族が慌ててお見えになられて、困っている。どうしようもない。何とか保険証を出して欲しいと来られることがあります。

その際に、滞納されている金額と病院への支払金額などを踏まえて、説明をさせていただくことになります。通常通り納税されている方の手前、納付が無い方まで同様に保険証をお出しできないこととお話した上で、最終的には保険証が発行できるようにご家族と相談して対応したことが昨年、何件かあります。

服部委員： 家族が支払わなかったら、保険証は出さないということですか？

森川副課長： ご家族に滞納状態をそのままにされていたこととお話しすると、まず、ご理解いただけます。支払わなければならないものを支払っていないのに、必要な時だけ保険を使うということに対する問題点を指摘すると、ほとんどが支払いに応じられます。

実際、税務課職員や我々が滞納保険税を訪問徴収する際、部屋の電気は点灯しているのですが、呼鈴を何度鳴らしても出てきていただけない。このような方々に、通常通り納付されている方々の手前、どこまで福祉的な対応をとるべきなのか疑問に思うところでございます。

佐々木係長： また、滞納金額につきましても、多額になっていますと一度に全て納付しなければ保険証を出さないではなく、可能な限り、分割納付などの方法を相談する中で、その時納付可能な金額をお願いしています。後に収入があればそれに応じてお願いしないと、滞納額が増えることはご本人達も分かっておられる話なので、こちらも保険証を出さないなどと強硬なことは申しておりません。

確かに、全て納めないと保険証がもらえないと思われる方がいらっしやいますので、ご案内の文書にも納付相談や短期保険証などのことを記載はしているのですが、お読みになられていないのか、今、森川が申しましたように倒れてしまってから初めてお知りになるようなことで、周知も難しいのが現状です。

山木戸委員： よく役場の方も努力されているのは分かるのですが、急に必要になった時に家族の方に相談され、一部でも支払われたら保険証を出すということですが、本当に納められない方もあれば、納められる状況にはあるのに納めない、今、問題になっている給食費の未納と同じような方も、多少はおられるのでしょうか？

佐々木係長： 保険税算定の基礎となる収入申告、確定申告をされていない方があります。税務課からも申告をお願いする中で、収入が低いのであればその旨申告していただければ、低所得者の方には保険税の軽減制度もありますし、それでも生活費に困窮される方は、生活保護等の相談に至ると思われます。

相談の中で可能な手続きをきちんと行うことで、保険税が再計算された結果、納付可能となる方もありますので、制度をご存知でなかった方が意図的に納付しない方なのか分かりかねる状況です。

会 長： 予算に計上されている滞納額があるが、滞納総額と、それに対する予算計上額も含めて説明しなければいけないと思うが。

神南課長： 昨年8月の協議会で見ていただきました、平成21年度の決算書で申しますと、一般被保険者分、退職被保険者分の区分にそれぞれ現年度分、過年度分がありますが、合わせて2億5,777万1,096円の未収金が表示してございます。内訳は、一般被保険者分が2億4,494万5,815円、退職被保険者分が、1,282万5,281円でございます。収納率は、一般被保険者分全体の現年度では89.5%、過年度滞納分は18.5%です。退職被保険者分全体の現年度は97.5%、過年度滞納分は23.8%です。

当該年度分、現年度分だけを見ますと、一般被保険者分と退職被保険者分を合わせて、90.5%でございます。辛うじて9割のラインを維持しているのが現状です。従いまして、我々は、一般被保険者分の当該年度分の収納率を1%でも上昇させる努力というものが、税務課とともに課題でございます。

医療分、後期分、介護分の過年度滞納分としまして、一般被保険者分が3,680万円、退職被保険者分で250万円を予算計上しております。滞納の過年度滞納分の収納率が低い傾向になっております。

会 長： 過年度の保険税滞納額は、年度末時点でどれぐらいになるか、予定される収納額を踏まえて予算の説明しなければいけない。未収が見込まれる部分は町行政全体でカバーするのであって、被保険者に転嫁するものではない。悪意で納めない人には大きなペナルティーは仕方ないと思う。

今回の資産割の引き下げは、運用益の無い資産をお持ちの方には良いと評価できるが、収入が無い人に運用益の無い資産分の課税をすべきでない。資産割はやめるべきだと言っている。応能部分とは所得である。また、応能割合を引き上げ、頭割りである応益割合との負担調整が行われているが、これでも厳しい保険料負担というのが現実である。

過去の収納状況を見て、努力はすると言うものの、未収部分は行政でカバーすべきである。95%ぐらいの確信を持って予算計上し、残る部分は一般会計で負担すべきだ。

あと、他団体より高い保険税率についても考えるべきである。

山木戸委員： 保険税改定資料の10ページに近隣市町との比較がありますが、佐用町

の保険税は低いですが、なぜなのでしょう？病院にかからないお元気な方が多いのでしょうか？

部 長： 確証はありませんが、医療費見込みの違いや調整交付金など公費の投入割合が多いことによるものと思われます。

会 長： パターンAの4人家族の例を見ても、これだけ上がるのは大きいですよ。

森川副課長： 資料13ページのパターンBもご覧いただければと思います。パターンAのような所得がある方には確かに厳しい内容となっておりますが、低所得の方については、下がります。

世帯の人数や所得、資産状況に応じてそれぞれ異なりますが、今回の改正では、所得が200万円から300万円辺りの方の保険税負担が厳しいかと思われます。

山木戸委員： 資料13ページのパターンBのような所得金額が80万円の方は、太子町にどれぐらいおられるのでしょうか？

田中係長： 年金であれば収入が200万円の方で、最も平均的な世帯です。全国的にも厚生年金受給者だと200万円程度の収入の方が多くなっています。国民年金のみの方は、所得が0円になりますので、軽減適用もあり、新しい税率の方が保険税が安くなる方がいらっしゃいます。

山木戸委員： 退職者の方には厳しいということですね。

田中係長： 厚生年金の方で所得がある方には厳しいですが、固定資産税額が大きい方には、今回の見直しで資産割が約半分になります。

山木戸委員： 固定資産が少ない厚生年金受給者には厳しいですよ。

会 長： 近隣と比較すれば、群を抜いている。一般会計で支援して保険税を抑制すべきだ。また、過去にあった一般会計からの繰り入れを国保会計から戻させるようなこともしてはいけない。支援になっていない。騙しと同じだ。問題は、未収になるような予算を組んで他の方に負担を転嫁することだ。

副 町 長： 会長は、先程より予定収納率のことをおっしゃっている訳ですが、徴収努力は当然ですが、国保会計の対応としましては、現実的な予算を組まざるを得ないことはご理解いただきたいと思います。

ただ、徴収率につきましては、反省も踏まえて今後も、税務課サイドで徴収に力を入れていかなければならないと考えています。

今回は、見込まれる財源不足額について、基金の取り崩しのほか、一般会計からも特例的な支援をさせていただいておりまして、ある程度は被保険者の方々に負担を求めざるを得ませんので、十分に説明した上で納税を

願ひするものでござひます。

会 長： トータルで町行政を運営するために、医療で困る、介護で困る。それらに対して安心して暮らしていただけるようにするのが行政の仕事である。一般会計だけでなく特別会計もある。会計単独ではなく町全体で考えるべきで、特例的な支援ではない。納めない人の分を納める人に負担させてはいけないと言っている。

副 町 長： 町全体で考えまして、バランス良く必要な支援は行うのは当然ですし、今回も行っております。ただ、保険というものであり、サラリーマンの方なら事業主負担があるように、国や町も支援をしつつ国保を運営している訳ですから、次々に税金を投入することにも疑問があります。
様々な特別会計がありますので、国保だけではなく、全般を見ながら町政運営しなければならないと考えます。

会 長： 余分なことを言いたくはないが、前処理場会計への繰り出しを考えれば、他とのバランスという話ではない。国民皆保険制度を維持するため、社会的弱者の加入が多い市町村国保の運営が厳しいことを否定している訳ではない。しかし、そのような方々が加入する国保を維持するためには、町全体で考えて欲しいと言っている。

副 町 長： 昭和 36 年から国民皆保険制度が実現し、現在まで運営している訳ですが、市町村がこれを維持することに様々な困難が生じてきており、都道府県での実施などが検討されています。しかし、表現は悪いですが、都道府県でも国保から逃げている状況です。それは何故かと申しますと、先程からお話している一般会計からの繰入金などの負担が非常に重くなることが見えているためと思われます。
太子町としましても、どこまで負担すべきかが難しいところでござひまして、収納予定率を出来るだけ上げ、財源を確保する努力は、行政としてしなければならないと考えております。

服部委員： 一般会計からの繰入金は、過去 5,000 万円、6,000 万円の時期があったと記憶しています。この 2 年間は無いように思いますが、過去の変遷はどのようなになっていますか？

森川副課長： 今、手元に過去の変遷を取りまとめた資料はございませんが、平成 20 年度に急な財源不足があり、約 2 億 1 千万円繰り入れたことがあります。
ただし、後の年度に約 1 億 7 千万円を一般会計に戻しております。

服部委員： 一般会計からの繰入金は、行政のトップがどのように考えているかに関わっていると思います。いろいろな会計がある中で、国保は医療費が増えると繰入金も増えると考えられるのですが、その時の状況によって変わるのかを知りたいのですが。

神南課長： 国保は、制度創設時から特別会計で処理するという大原則が定められておりまして、一般会計とは区分しなければなりません。

収益を上げるまでは必要ないのですが、独立会計・独立採算で運営するもので、他の社会保険と同様であります。

また、国保に加入されている方は、約 8,500 人で、町人口の約 4 分の 1 です。残り 75%の方は、他の社会保険に加入されているのであって、社会保険料を納めた上で、住民税も納められている訳です。その住民税をなぜ国保に使うのかという議論も出てきます。いずれ、高齢になれば国保に加入される訳ですけども、若い世代の方々からすれば、財源を児童福祉など他の施策に使って欲しいという思いもあるはずですので、会長のおっしゃることもそうですが、副町長が申しましたことも併せて総合的にバランスを考えなければならぬと思います。

会 長： 国保には、今まで貢献してきた人が多く、いずれ皆がここにお世話になる。だから、何も世代間で対立する必要は無い訳で、国保はそういう性格のもので、当初から社会保障制度の一環であり、単純な保険ではない。

私も、特別会計で運営して、歳入・歳出を鮮明にするという意味を否定するつもりはない。国でもたくさんの特別会計を設けているが、お金に印を付けないのだから、本当は一つの会計で運営したほうが良く分かる。被保険者数で話をしているが、世帯数で言えば町全体の約 3 分の 1 である。これらの方が今まで納税もして、支えてきて今の太子町があり、これからも繰り返されるのだから、町全体で負担緩和を考えなければいけないと言っている。

ほかにありますか？

服部委員： 一般会計からの繰入金は、最近減っていきっており、私としてはこれぐらい繰り入れるべきというものを持っていますが、行政は、なかなかそれを示さない。減ってきているでしょう？それを言って欲しいのですが。

森川副課長： 過去より決算時には議会で報告させていただいておりますが、平成 10 年度以降の決算書の数値で申し上げます。法定繰り入れというものを除いた、その他繰入金、いわゆる赤字補填の状況を申し上げます。資料の 16 ページ、保険税率の年度間推移表がございます。あわせてご覧ください。

税率改正をした平成 10 年度決算で 3,000 万円、平成 11 年度 5,639 万円、次に税率改正をした平成 12 年度には 1,553 万 6 千円、平成 13 年度から 17 年度までは税率改正をしておりません。平成 13 年度 5,467 万円、平成 14 年度 8,058 万 5 千円、平成 15 年度 1 億 2,900 万円、平成 16 年度 1 億 5,160 万円、平成 17 年度 1 億 6,140 万円、税率改定をした平成 18 年度は 5,000 万円、平成 19 年度は 0 円、平成 20 年度は制度改正の影響で 2 億 1,000 万円、平成 21 年度は 0 円となっております。

服部委員： 国保会計から一般会計に戻されたのは、平成 20 年度だけですか？

森川副課長： 平成 20 年度分の負担に対して、先程お話ししましたように平成 22 年度に様々な精算がありまして、約 1 億 7 千万円を戻しております。

会 長： 前にはもっと色々繰り入れて運用していたけど。ほかにありますか？

山木戸委員： 予算書の 17 ページに一般会計繰入金というのがありますね。1 億 9,383 万 7 千円。これはどのようなものですか？

森川副課長： 一般会計繰入金には、法定のもの、国がこの部分は一般会計が負担しなさいと定めているものがありまして、予算書の 18 ページで保険基盤安定繰入金 1 億 209 万円と、次のページの職員給与費等繰入金 4,751 万 1 千円、それから、出産育児一時金等繰入金 1,503 万 3 千円、財政安定化支援事業繰入金 920 万 3 千円。ここまでが、法定繰入金です。その下にあります、その他一般会計繰入金 2,000 万円が、先ほどからお話しております財源不足を補填するものです。

また、さらにその下にあります財政調整基金繰入金 4,000 万円と併せて 6,000 万円をしてもなお不足する額を、税率改定でお願いするものです。

山木戸委員： 冒頭の財源不足 8,500 万円を補う 2,000 万円と、それ以外の繰入金も一般会計からいただくものなのですね？ただ、この 2,000 万円が今年特別にいただくものですね？

森川副課長： その通りです。

会 長： 参考までに言うと、前は職員給与等の繰出金も無かった。一般会計にはその交付税措置があるのに。指摘してその後、国保に繰り出されるようになったんですよ。他にありますか？

先程から話してきたことをよく聞いて運営してもらおうということで、よろしいでしょうか？他に無いようでしたら、これで終わらせていただいてよろしいでしょうか？

それでは、今日の運営協議会を終わらせていただきます。ご苦労様でした。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成23年3月22日

議 長

櫻井 公晴 

署名委員

山本 戸淑子 

署名委員

武本 勝博 